

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

### 2. 子育てのための施設等利用給付の創設

#### (1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、の対象施設等を  の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

##### 対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設( )、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

**支給要件** 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

#### (2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。  
平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

#### (3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

## 施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための教育・保育給付  
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模  
保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方  
裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、  
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付  
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、  
預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>  
(第7条第10項第2号)

特別支援学校  
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業  
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等  
(第7条第10項第4号、6号～8号)

・認可外保育施設  
・一時預かり事業  
・病児保育事業  
・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)

認定こども園(国立・公立大学法人  
立)も対象(第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て  
支援事業(第4章)

地域の実情に応じた  
子育て支援

・利用者支援事業  
・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり事業  
・乳児家庭全戸訪問事業  
・養育支援訪問事業等  
・子育て短期支援事業  
・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)

・延長保育事業  
・病児保育事業  
・放課後児童クラブ

・妊婦健診  
・実費徴収に係る補足給付  
を行う事業  
(幼稚園<未移行>における  
低所得者世帯等の子ども  
の食材費(副食費)に対する  
助成(第59条第3号ロ))  
・多様な事業者の参入促進・  
能力活用事業

仕事・子育て両立支  
援事業(第4章の2)

仕事と子育ての  
両立支援

・企業主導型保育  
事業  
事業所内保育を主  
軸とした企業主導型  
の多様な就労形態  
に対応した保育  
サービスの拡大を  
支援(整備費、運営  
費の助成)

・企業主導型ベビー  
シッター利用者支  
援事業  
繁忙期の残業や  
夜勤等の多様な働  
き方をしている労働  
者が、低廉な価格  
でベビーシッター派  
遣サービスを利用  
できるよう支援

# 子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

下線部分が今回の改正部分

子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。

平成31年度における無償化の実施に要する費用について、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する(交付税特会で経理。附則第15条)。

子ども・子育て支援給付(第8条)

## 児童手当等交付金(第8条、第2章第2節)

児童手当法等に基づく児童手当等の給付  
【国:2/3、都道府県:1/6、市町村:1/6等】

## 子どものための教育・保育給付(第8条、第2章第3節、第3章第1節)

教育・保育給付認定子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4等】

- ・施設型給付費・幼稚園、保育所、認定こども園  
公立幼稚園・保育所は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

## 子育てのための施設等利用給付(第8条、第2章第4節、第3章第2節)

施設等利用給付認定子どもが幼稚園(未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

- ・施設等利用費・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

## 子ども・子育て支援交付金(第4章)

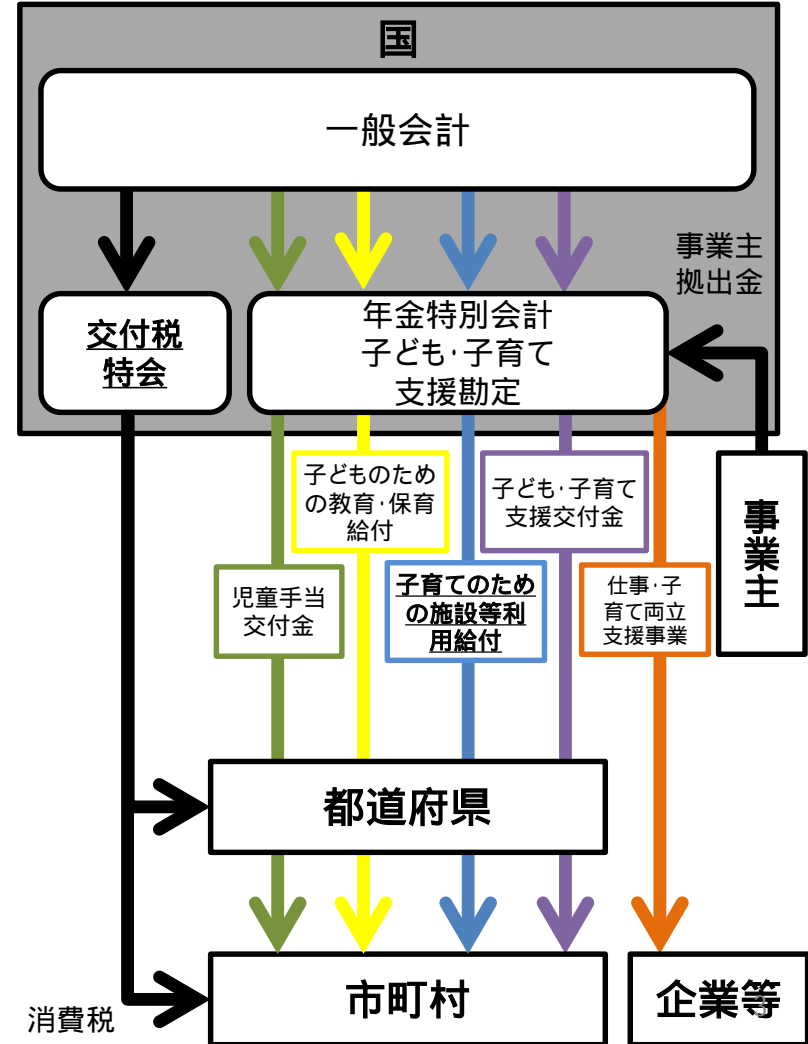
利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、病児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成)等の地域子ども・子育て支援事業【国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3】

## 仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

- ・企業主導型保育事業【国10/10(事業主拠出金を原資)】
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【国10/10(事業主拠出金を原資)】

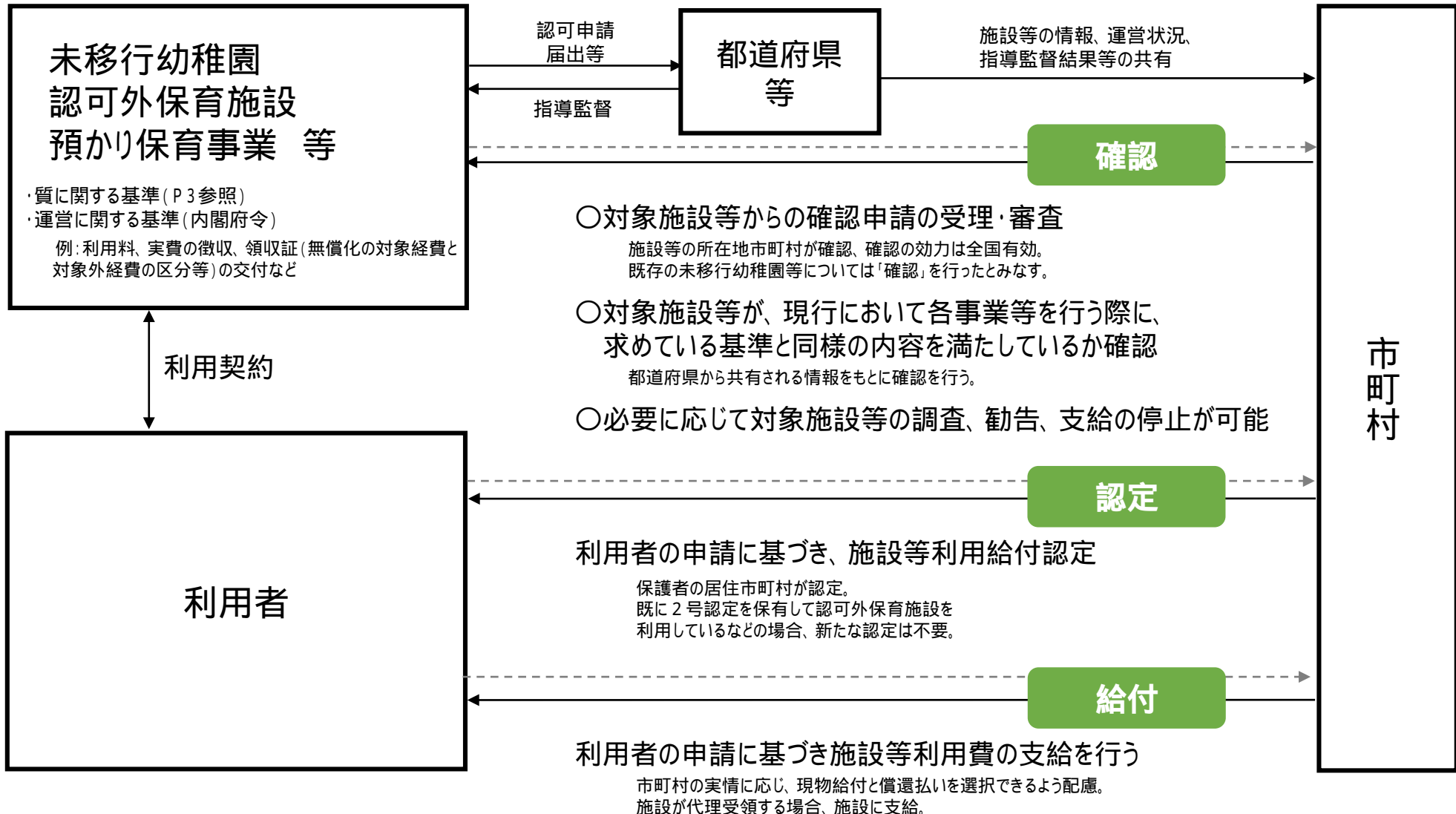
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

<国から都道府県・市町村への資金交付のイメージ>



# 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う主な事務（イメージ）

- 子どものための教育・保育給付の処理手法を施設等利用給付においても踏襲しつつ、市町村の負担軽減を図る。
- 市町村は、施設等利用給付に係る特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し、都道府県に対して必要な協力を求められるよう規定。



# 無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象施設等の「確認」に関する事務は以下のとおり。

## 1. 「確認」の趣旨・概要

各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、無償化に伴う給付を実施する観点から、各事業者が無償化給付の対象となること、対象施設等に求める基準（対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに必要に応じて調査等を行う。

対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

## 2. 対象施設等に求める基準について

- (1) 認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業  
...学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
- (2) 認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業  
...内閣府令で定める基準を適用

認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は現行の地域子ども・子育て支援事業（13事業）において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定めることを想定している。

対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。

# 無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について

## 2. 対象施設等に求める基準について(続き)

施設等が共通で満たすべき運営に関する事項...内閣府令で定める基準

対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要とする。

対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。

現行の子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。

- ・ 教育・保育等の提供の記録
  - ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続
  - ・ 領収証(無償化の対象経費と対象外経費の区分等)等の交付
  - ・ 秘密保持
  - ・ 諸記録の整備
- 等

## 3. 「確認」に関する事務について

こうした「確認」に関して、市町村が行う事務としては、現行の子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。

- ・ 対象施設等からの確認申請の受理・審査(変更・辞退を含む。)、公示
- ・ 必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督(勧告、命令、取消等)

できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、工夫することが可能である。

- ・ 既存の未移行幼稚園、特別支援学校については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす(改正法附則第3条)。
- ・ 例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する(第58条の12)。
- ・ 自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。

# 無償化の実施に関する対象者の「認定」について

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象者の「認定」に関する事務は以下のとおり。

## 1. 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との違いについて

教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされている（法第19条第1項）。併せて、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定も行うこととされている（法第20条第3項）。

また、支給認定証を保護者の申請に応じて交付する仕組みとされている（法第20条第4項、施行規則第4条の2）。

- これに対し、施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、新3号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、新2号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされている（法第30条の4）。保育必要量の認定はない。

また、支給認定証は交付せず、認定内容を保護者に通知する仕組みとされている（法30条の5第3項）。

施設等利用給付認定の新3号認定には、保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件としている。

- なお、教育・保育給付認定においては、3号認定子どもが満3歳に達した場合の2号認定への職権変更認定について、年度末日まで一括して通知すれば足りることとしている（施行規則第12条第1項ただし書）。
- 無償化の実施後もこれらの取扱いには変更がなく、引き続き、簡素な運用を行うことが可能であるため、改めて留意されたい。

# 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

子どものための教育・保育給付（現行）・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分（支給要件）	保育必要量（内容）	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの（1号認定子ども） (第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの（2号認定子ども） (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの（3号認定子ども） (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

子育てのための施設等利用給付（新設）・・・施設等利用費の支給

保育必要量の認定が不要

認定区分（支給要件）	支給に係る施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>新2号認定子ども・新3号認定子ども以外</u> のもの（新1号認定子ども） (第30条の4第1号)	幼稚園、特別支援学校等
<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した</u> 小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの（新2号認定子ども） (第30条の4第2号)	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある</u> 小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者</u> であるもの（新3号認定子ども） (第30条の4第3号)	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）



# 無償化の実施に関する対象者の「認定」について

## 2. 施設等利用給付認定を受けられない者

教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、当該子どもに係る施設型給付費等の支給を受けている場合や、企業主導型保育事業を利用している場合（保育所並みの開所が確保された施設等を利用している場合）には、当該子どもは施設等利用給付認定を受けることができない（第30条の4 柱書）。

施設型給付費等の支給を受けている子どものうち、特別利用教育を受けている子どもは除く。

## 3. 共働き等家庭に係る教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との関係

次ページ参照

他方、教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、利用調整の結果、認可保育所等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該子どもに関しては、施設等利用給付認定を受けたものとみなすため、施設等利用給付認定を受けることは不要（第30条の5 第7項）。

（当該教育・保育給付における3号認定又は2号認定を、施設等利用給付認定における新3号認定又は新2号認定とみなすこととしている。なお、新3号認定については、住民税非課税世帯の子どもである場合に限る。）

共働き等家庭の利用施設等の組合せによっては、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方の認定を受ける必要がある。

具体的には、新制度幼稚園等（認定こども園の1号認定子どもを含む。）と当該幼稚園等における預かり保育を利用している場合、教育・保育給付においては1号認定を、施設等利用給付認定においては新2号認定（満3歳入園児は新3号認定）を受けることとなる。

# 共働き等家庭の子どもに係る給付と子どもの認定区分

保護者の利用希望等		給付・認定の種類		無償化の対象時間	
		子どものための 教育・保育給付	子育てのための 施設等利用給付	通常の教育時間	預かり保育
未移行幼稚園(私学助成幼稚園、 国立大学附属幼稚園)、特別支援学校		なし	新2号認定(満3歳 入園児は新3号認定)	施設等利用費 (新2・3号)の対象	
新たに教育・保育給付認定 を受ける場合	新制度幼稚園等 <sup>1</sup> のみを希望	1号認定		施設型給付費 (1号)の対象	
	幼稚園等と保育所等 <sup>2</sup> の両方を希望(併願) 利用調整の結果、保育所等の入所待機となったため、併 願し内定していた幼稚園等 <sup>1</sup> に入園 利用調整の結果、保育所等を入所待機となり、他の入 所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼 稚園等が最も希望に合致したため、幼稚園等に入園 保育所等のみを希望 通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園等の 利用を申し込んで入園 利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園等の利 用を申し込んで入園	2号認定	幼稚園 特例施設型給付費 (2号)の対象 認定こども園 施設型給付費 (1号)の対象 認定こども園には特例施 設型給付がない	施設等利用費 (新2・3号)の対象	
	保育認定を既に受けている場合 小規模保育の卒園者が入園、保育所等から転園	既に有する 2号認定を活用	現在の2号認 定を新2・3号認 定とみなし、新給 付の認定申請は 不要(第30条の5 第7項)		

保育所等への転園の希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。  
特に認定こども園(1号認定)の利用定員で入園した場合は、特例施設型給付がないため、1号認定へ変更することが必要。

- 1 幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定(1号認定)の利用定員)を指す。以下同じ。
- 2 保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定(2号認定)の利用定員)を指す。以下同じ。